

災害時における空調設備等の応急対策の協力に関する協定書

尾道市（以下「甲」という。）と一般社団法人広島県冷凍空調工業会（以下「乙」という。）は、災害時における空調設備等の応急対策の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における空調設備等の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、指定避難所及び災害対策本部が設置される施設その他甲が必要と認める場所における応急対策業務を必要とするときは、乙に対し、応急対策業務の優先的な提供を要請することができる。

（協力の内容）

第3条 応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 可搬式空調機器（スポットエアコン、大型扇風機、温風機等、施設への設置工事を伴わないもの）の設置
- (2) 可搬式発電機の設置
- (3) 空調設備の機能回復
- (4) 固定式空調設備の設置
- (5) その他必要と認める業務

（要請の方法）

第4条 甲の乙に対する協力要請手続は、応急対策業務提供要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに当該要請書を送付するものとする。

2 前項の協力要請手続を円滑に行うため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置くものとし、連絡責任者は、甲にあっては尾道市災害対策本部事務局とし、乙にあっては災害対策本部とする。

3 甲及び乙は、連絡する順位を定めた連絡先を毎年度当初に、災害時における空調設備等の応急対策の協力に関する協定書連絡先報告書（別記様式第2号）により甲乙互いに報告するものとし、期中に異動があった場合も、その都度、同様式により報告するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、乙の会員事業者との調整等により協力体制を構築するとともに、第2条の規定に基づき、甲から協力を求められたときは、可能な限り要請事項を実施するための必要な措置をとるものとする。

2 乙は、応急対策業務の提供後速やかにその内容を応急対策業務報告書（別記様式第3号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づく第3条の応急対策業務の実施に要する費用は甲又は甲の要請に基づき乙の協力を受けた者の負担とする。

2 前項の費用の算出については、災害発生直前の適正な価格を基準として、関係者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し、この協定を変更又は終了させる旨の文書による意思表示がない場合は、協定期間は引き続き1年間延長するものとし、以後において期間が満了するときも同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（適用）

第9条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年6月25日

甲 尾道市  
代表者 尾道市長

米谷祐亮 

乙 広島市西区三篠町二丁目4番1号  
一般社団法人広島県冷凍空調工業会

代表者 理事長

浅田博昭 